

令和8年度稲城市高齢福祉サービス事業所物価高騰重点支援給付金
支給要綱

令和8年3月9日
福祉部長 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、今般の物価高騰に直面し、負担増を強いられている稲城市（以下「市」という。）に所在する高齢福祉サービス事業所に対して運営支援を図り、もって高齢者等が必要なサービスを受けられることに資するべくことを目的とするため、令和8年度稲城市高齢福祉サービス事業所物価高騰重点支援給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において高齢福祉サービス事業所とは、次の各号に掲げる事業所に該当するものとする

- (1) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスの事業を行う事業所
- (2) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援の事業を行う事業所

(支給対象者)

第3条 支給の対象となる高齢福祉サービス事業所は、次の各号に掲げる全ての要件を有しているものとする。

- (1) 令和8年7月1日時点で市内に所在し、事業の運営を行っていること。
- (2) 第5条第1項に規定する申請の時点において、事業の廃止又は休止を届け出ていないこと（事実上の廃止又は休止を含む）。また、廃止又は休止の予定がないこと。
- (3) 暴力団（稲城市暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号に掲げる暴力団をいう。）でなく、かつ、その属する法人の代表者、役員又は従業員等が暴力団員（同条例同条第2号に掲げる暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（同条例同条第3号に掲げる暴力団関係者をいう。）でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象とすることが適当でないとして福祉部長が認められた高齢福祉サービス事業所は、支給の対象としない。

(支給額等)

第4条 給付金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 給付金の支給は、1事業所につき1回限りとする。

(支給の申請及び請求)

第5条 給付金の支給を受けようとする高齢福祉サービス事業所（以下「申請者」という。）は、令和8年度稲城市高齢福祉サービス事業所物価高騰重点支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に係る申請書兼請求書の提出期限は、令和8年8月31日とする。ただし、申請者が郵送で申請をした場合は、提出期限までの日付の消印があるものについては、提出期限までに申請されたものとみなす。

3 第1項に規定する申請書兼請求書による請求は、次条に規定する支給の決定があったときから、その効力を生ずる。

(支給の決定及び支給方法)

第6条 市長は、前条に基づく申請があった場合は、速やかに審査を行い、支給の可否を決定し、令和8年度稲城市高齢福祉サービス事業所物価高騰重点支援給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、申請の内容について必要があると認めるときは、申請者及びその属する法人に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実態調査等を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定において支給の決定をした場合は、申請者に給付金を支給するものとする。

4 給付金の支給は、市が申請者から指定された金融機関の口座（申請者又は申請者の属する法人名義のものに限る。）に振り込む方法により行うものとする。

(決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、給付金の支給の決定を受けた高齢福祉サービス事業所（以下「支給決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該給付金の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消した場合は、その旨を当該取消しを受けた支給決定者へ通知するとともに、既に支給した給付金について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により支給の決定を取り消され、その返還命令を受けた支給決定者は、期限までに給付金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第8条 給付金の支給を受けた支給決定者は、当該給付金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該給付金の支給を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この要綱による給付金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、高齢福祉課長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、福祉部長決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による支給の決定及び支給を受けた高齢福祉サービス事業所に係る第7条及び第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条）

サービス種別	サービス種類	事業所への支給額
訪問系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 夜間対応型訪問介護、介護予防支援	一律300,000円
通所・多機能系	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、 複合型サービス	一律500,000円
施設・居住系	認知症対応型共同生活介護	一律700,000円

令和8年度稲城市高齢福祉サービス事業所物価高騰重点支援給付金
支給申請書兼請求書

稲城市長 殿

【申請者・請求者】										
事業所名	管理者名									
所在地及び電話番号	所在地	電話番号								
サービス種類		サービス種別								
申請額・請求額	<p style="text-align: center;">金 円</p> <p>※サービス種別が「訪問系」の場合300,000円、「通所・多機能系」の場合500,000円、「施設・居住系」の場合700,000円を記載</p>									
給付金受取口座	金融機関名				支店名			分類		
					銀行 信金 労金 農協	店 支店 出張所		普通 当座		
	金融機関番号				店番号					
	口座番号				(フリガナ)					
					口座名義					
<p>※ゆうちょ銀行を指定の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名（漢数字）、店番、預金種目及び口座番号をご記入ください。</p>										
<p>令和8年度稲城市高齢福祉サービス事業所物価高騰重点支援給付金支給要綱（以下「支給要綱」という。）の規定により申請します。支給決定があった後は、支給決定された給付金を上記口座に振り込んでいただきますよう請求します。なお、当事業所は、支給要綱第3条第1項に規定する高齢福祉サービス事業所に相違ありません。</p>										
申請日 令和 年 月 日										
法人又は事業所の所在地 _____										
法人又は事業所の名称 _____										
法人代表者又は事業所管理者 _____										
								法人印又は事業所印	Ⓜ	

第 号
年 月 日

様

稲城市長 高橋 勝浩

令和8年度稲城市高齢福祉サービス事業所物価高騰重点支援給付金
支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のありました令和8年度稲城市高齢福祉サービス事業所物
価高騰重点支援給付金支給申請につきまして、下記のとおり決定しましたので、通知します。

事業所名		
サービス種類		
決定内容	決定年月日	年 月 日
	1 支給	(支給額) 円
	2 不支給	(不支給の場合その理由)

※ 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき、又は令和8年度稲城市高齢福祉サ
ービス事業所物価高騰重点支援給付金支給要綱の規定に違反したときは、この決定を取消
し、既に支給した給付金について、期限を定めて、その返還を命ずることがあります。